



発行
東京都

目次

61

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表
.....（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、平成30年定例監査、平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）、令和2年定例監査、令和元年度公営企業各会計決算審査、令和3年定例監査、令和3年工事監査及び令和2年度公営企業各会計決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月6日

東京都監査委員 山田 ひろし
東京都監査委員 中山 信行
東京都監査委員 茂垣 之雄
東京都監査委員 岩田 喜美枝
東京都監査委員 松本 正一郎

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和4年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）は、知事等関係機関が令和3年10月から令和4年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象373件から前回までに措置済みとなっている254件を差し引いた119件のうち、102件（指摘：97件、意見・要望：5件）が改善された。残る17件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置27件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組166件、合計193件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 作業実施回数適正化や点検基準の設定など、契約・仕様等の見直し
- ・ 契約確認書類の改良など、マニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、内部統制の充実・強化を図り、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知	
						C	改善中 A-(B+C)
平成 30年	定例監査	平成30.1.10 ～ 平成30.8.30	指 摘 意見・要望 計	111 4	110 4	1 —	0 0
	行政監査 (公の施設の指定管理につ いて)	平成30.7.17 ～ 平成31.1.31	指 摘 意見・要望 計	115 — 29	114 — 28	1 — 1	0 — 0
	定例監査	令和2.1.7 ～ 令和3.1.28	指 摘 意見・要望 計	69 7	64 7	3 —	2 0
	工事監査	令和2.1.9 ～ 令和3.1.14	指 摘 意見・要望 計	19 6 25	18 6 24	— — —	1 0 1
	公営企業各会計 決算審査	令和2.6.1 ～ 令和2.9.8	指 摘 意見・要望 計	1 — 1	— — —	1 — 1	0 — 0
令和 2年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指 摘 意見・要望 計	70 4 74	— — —	65 1 66	5 3 8
	工事監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.20	指 摘 意見・要望 計	27 4 31	— — —	26 3 29	1 1 2
	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指 摘 意見・要望 計	2 — 4	— — 1	— — 1	1 — 2
	各会計歳入歳出 決算審査	令和3.7.9 ～ 令和3.9.7	指 摘 意見・要望 計	18 — 18	16 — 16	— — —	— — 2
	合 計		指 摘 意見・要望 計	317 56 373	208 46 254	97 5 102	12 5 17

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知		改善率 (B-D)/A×100	改善中 C-D
					D			
平成30年	指 摘	232	231	—	1	1	100	0
	意見・要望 計	37	36	—	1	1	100	0
令和2年	指 摘	111	104	—	7	4	97.3	3
	意見・要望 計	13	13	—	—	—	100	0
	指 摘	124	117	—	7	4	97.6	3
令和3年	指 摘	117	16	—	101	92	92.3	9
	意見・要望 計	10	1	—	9	4	50.0	5
	指 摘	127	17	—	110	96	89.0	14

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別	平成30年		令和2年		令和3年		計
	定例	行政 (指定管理)	定例	公営企業 決算審査	定例	工事 公営企業 決算審査	
措置区分							
ア 返還・戻入等	—	—	—	—	1	—	1
	—	—	—	1	2	—	3
イ 財産・物品 管理	1	—	—	—	—	1	2
	1	—	—	—	—	1	2
ウ 会計処理	—	—	1	1	—	—	3
	—	—	1	1	—	1	3
エ 事務処理等	—	1	—	—	4	9	14
	—	1	—	—	6	12	19
小計	1	1	1	1	5	10	20
	1	1	1	2	8	13	27
ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	1	—	1
	—	—	—	—	1	1	2
イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	2	—	8	1	11
	—	—	2	—	15	2	19
ウ ルール・体制 の構築	1	—	—	1	13	14	27
	1	—	—	1	28	22	52
エ 研修等の実施	—	—	—	—	39	4	43
	—	—	—	—	63	29	93
小計	—	—	2	—	61	19	82
	1	—	2	1	107	54	166
合 計	1	1	3	1	66	29	102
	2	1	3	3	115	67	193

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の償権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

河岸草刈りについて、草の生育状況に応じた委託内容に改めたもの

p. 47 建設局 No. 51 (令和3年定例監査)

指箇の概要

建設局は、散策路として利用されている野川の河川敷内の草刈りを年3回行う委託契約を締結している。当該契約の契約期間は、例年5月から11月の約6か月間であるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため契約手続が後る倒しとなった結果、8月から11月の約3か月間の契約期間であった。

この契約の履行状況について見たところ、2回目と3回目の草刈り作業が2週間から1か月という非常に短い間隔で実施されており、草が生育していないにもかかわらず、3回目の草刈り作業を実施している状況であった。

そこで、草刈りの間隔が確保できない場合は、作業実施回数を減らすなど、草の生育状況に応じて委託内容を決定するよう求めた。

措置の概要

局は、草の生育状況に応じて適切に作業の実施回数等を変更できるよう、委託契約の仕様書を変更するとともに、作業開始前に草刈りが必要な状況か必ず確認することとした。

総合指令所における空調機の維持管理について改善を図ったもの

p. 52 交通局 No. 61 (令和3年定例監査)

指箇の概要

交通局の総合指令所では、三田線内での通話等を行うために必要な通信機器が設置されている通信機器室に2台の空調機を設置し、通信機器を正常に作動させるため、空調機の少なくとも1台は24時間稼働させる必要があるとしている。

しかしながら、当該空調機の保守作業等業務委託契約による定期点検で、受託者から2台ともに「故障中」との報告を受けていたにもかかわらず、修繕等を適切に行わなかった結果、空調機が1台も稼働しない期間が発生した。この間、隣の部屋から冷風を送風するなど、応急対応は実施されていたが、このような事態が生じたのは、通信機器室内の温度上昇を防ぎ、通信機器を正常に作動させるという当該空調機の目的に対し、定期点検結果をどのように活用するか合理的な基準が備えられていないことが一因である。

そこで、空調機の維持管理について、目的に応じた合理的な基準を定めるなど適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、委託契約の仕様書を見直し、保守点検で不具合が発見された場合の報告様式について新たに定めるとともに、通信機器室等の基準室温を定めた上で、点検時の室温が基準を超えた場合には速やかに受託者から報告させることとし、それらを踏まえ、速やかに必要な対応を行うこととした。

契約締結におけるチェック機能を強化することで、契約内容の経済性向上を図ったもの

p. 58 教育庁 No. 70 (令和3年定例監査)

指箇の概要

教育庁は、都立学校教職員の出張旅費の算出等を行う旅費システムについて、サーバー、機器のリース期間満了後、新たな機器への切替えまでの期間、現行機器の再リース契約を行った。

再リース契約の内容を確認したところ、契約期間は2か月間であるにもかかわらず、1年分相当のハード保守料を負担していることが認められた。

そこで、経済的な契約内容になるよう十分に検討を行い、契約の締結を行うよう求めた。

措置の概要

庁は、情報システムに関する契約締結の際に提出を義務付けている契約協議のチェックリストに「リース契約期間と保守料の対象期間が同一でない場合などは、経済的かつ合理的な契約となるよう比較検討を行う」との項目を追加するとともに、IT経費適正化マニュアル等を参考に積算方法を明確にするよう、庁内に周知した。

各支所の庁有車を小型貨物自動車に切り替えることで、経済的かつ効率的な工具・材料等の運搬が可能となったもの

p. 60 水道局 No. 72 (令和3年定例監査)

意見・要望の概要

水道局では、工事現場等で使用する工具・材料等を運搬するため、十分な積載能力を有した小型貨物自動車等を供給する貨物自動車供給単価契約を締結している。工事現場等における状況を確認したところ、職員が庁有車を運転し、供給を依頼した小型貨物自動車とともに工事現場等へ移動していることが認められた。

仮に、庁有車を小型貨物自動車に切り替えれば、工具・材料等を職員が輸送できるようになり、本契約による貨物輸送業務の必要性はなくなることに加え、状況に応じて工具・材料等の積置きも自由に行えるため、毎回の積み込み・積降し作業を大幅に軽減すること等も可能となる。

そこで、業務の経済性や効率性等を総合的に勘案し、貨物自動車供給単価契約の見直しを図ることを求めた。

措置の概要

局は、工具・材料等を工事現場等に運搬することのできる小型貨物自動車を令和4年度に各支所へ配備し、貨物自動車供給単価契約を廃止することとした。

製品化された材料の不適切な使用について、設計・施工段階における新たな
チェックリストを作成することで再発防止を図ったもの

p. 71 港湾局 No. 88 (令和3年工事監査)

指摘の概要

港湾局は、ふ頭上屋及び事務所棟の新設工事を行っており、地中に埋設された梁に開けられた配管用の孔（梁貫通孔）の周囲を補強するため、製品化された評定品（注）の補強材を使用している。

鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）では、評定品は評定条件に従わなければならないとされており、本件で使用している補強材は、使用位置について評定条件が付されている。

しかしながら、構造図面に、梁貫通孔の位置が示されていないため、評定品の補強材が評定条件に従って使用できるかどうか不明であった。

また、工事記録写真では、評定条件に従わずに、補強材を使用した箇所が認められた。

そこで、梁貫通孔補強の設計及び施工を適切に行うよう求めた。

（注）第三者機関において、建築基準法令その他の技術的基準に照らしてその性能を評価された製品。評定条件に基づいて使用することで、評価された性能を発揮する。

措置の概要

局は、梁貫通孔において評定品の補強材を使用する際のチェックリストを新たに作成し、これにより、使用位置が図示されているか、評定条件に適合しているかを、設計と施工、いずれの段階でも確認・照合することとした。

駅のプラットフォームの補強に使用するアンカーボルトの不適切な設計・品質管理
を是正するとともに、仕様書等を改正して再発防止を図ったもの

p. 74 交通局 No. 93 (令和3年工事監査)

指摘の概要

交通局は、プラットフォームにホームドアを設置する際、床を補強するために設置する支柱のすれ止めとして、アンカーボルト（あと施工アンカー）を使用しているが、設計図面を見ると、他路線の補強工事で使用したものと同一規格のあと施工アンカーを、そのまま本工事でも使用している。

このため、当現場の条件で構造計算を行った結果、アンカーボルトの直径を小さくできることが判明し、積算額が過大なものとなっている。

さらに、局土木工事標準仕様書では、受注者は施工計画書に従って工事を施工し、品質及び出来形の十分な施工管理をしなければならないと定めている。

しかしながら、施工計画書にあと施工アンカーの引抜試験等の品質管理方法が記載されておらず、施工管理記録もないため、あと施工アンカーの強度が確認できない。

そこで、あと施工アンカーの設計及び品質管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、構造計算等の結果に基づき、あと施工アンカーの直径を小さく変更するとともに、その品質管理について施工計画書に追記し、実施した。また、あと施工アンカーの設計及び品質管理を適切に実施するため、設計委託標準仕様書及び工事特記仕様書の作成要領を改正した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（措置区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び詳じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧 (監査種別)

番 号	対象局（団体）	事 項	措置区分				頁
			1	2			
平成30年定例監査							
【指摘事項】							
1	病院経営本部	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの		◎		○	18
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）							
【意見・要望事項】							
2	建設局 （会）（公益財団法人東京都公園協	重要文化財の保存と活用の検討について			◎		19
令和2年定例監査							
【指摘事項】							
3	病院経営本部	積算に用いる数値を仕様に明示し、契約内容において事項や数値の明示を求めるべきもの				◎	20
4	病院経営本部	契約変更金額が算出できるよう契約日添額を積算すべきもの				◎	20
5	中央卸売市場	貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの			◎		21
令和元年度公営企業各会計決算審査							
【指摘事項】							
6	水道局	資本金減少に係る決算書類の作成を適正に行うべきもの		○	◎		22
令和3年定例監査							
【指摘事項】							
7	財務局	昇格職の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの					◎ 23
8	財務局	昇格職のパソコンソフトウェアの修理の在り方について見直すべきもの					◎ 23
9	主税局	納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの					◎ 24
10	主税局	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの		◎			○ 24
11	生活文化局（注）	概算払を適正に行うべきもの				○	◎ 25

(注) 令和4年4月1日実施の組織改正により、生活文化局は生活文化スポーツ局に統合された。以後同じ。

番号	対象局 (団体)	事 項	措置区分				頁
			1	2	アイウエ	アイウエ	
12	生活文化局	臨時適切な資金交付を行うべきもの				◎	◎ 25
13	生活文化局	東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行うべきもの			◎		◎ 26
14	オリンピック・パラリンピック準備局 (注)	概算表を適正に行うべきもの					◎ 26
15	都市整備局	補償代行工事の委託に当たり特定家庭用機器等商品化及び損失補償を適正に遵守すべきもの					◎ 27
16	都市整備局	特殊契約組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの					◎ 27
17	住宅政策本部	業務委託契約に係る仕様の作成を適正に行うべきもの			◎		◎ 28
18	住宅政策本部	計画図面と発注図書との照合を徹底し、都営住宅の施工管理を適切に実施すべきもの				◎	◎ 28
19	環境局	弱質野生鳥獣の一時保護飼育委託について業務状況を適切に反映し、準備設定となるよう見直すべきもの			◎		◎ 29
20	環境局	基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行うべきもの			◎		◎ 29
21	環境局	補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの				◎	◎ 30
22	環境局	補修工事に係る材料経費を適切に負担するよう改めるべきもの				◎	◎ 30
23	環境局	浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行うべきもの			◎		◎ 31
24	福祉保健局	契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの				◎	◎ 32
25	福祉保健局	不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの					◎ 33
26	産業労働局	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの					◎ 33
27	産業労働局	契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの					◎ 34
28	産業労働局	企画調整方式における事業者の審査を適正に行うべきもの					◎ 34
29	産業労働局	保守委託の契約を適正に行うべきもの					◎ 35
30	産業労働局	仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの					◎ 35
31	産業労働局	仕様書の内容とより業務を履行するよう委託管理を行うべきもの					◎ 36
32	産業労働局	選定基準に合致する対象を選定すべきもの					◎ 37
33	産業労働局	他契約の成果物を使用する必要がある場合は適正に契約変更を行うべきもの					◎ 37
34	産業労働局	IT予算の編成・執行に当たり契約目録額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの					◎ 38
35	産業労働局	仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの					◎ 39
36	産業労働局	履行可能な仕様書を作成するべきもの					◎ 39
37	産業労働局	業務内容の変更に当たり仕様書及び契約金額を変更すべきもの					◎ 40
38	産業労働局	主役の実施予定を把握し、工程管理を適切に行うべきもの					◎ 40
39	産業労働局	IT予算の編成・執行に当たり契約目録額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの					◎ 41
40	中央卸売市場	競争性を確保した契約方法により購入契約を行うべきもの				◎	◎ 42
41	中央卸売市場	仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うべきもの				◎	◎ 42
42	建設局	河川法に定める土地占片料の徴収を適正に行うべきもの					◎ 42
43	建設局	事業契約工事において、積算基準の適用に沿った見積書を作成するよう、各所に対する指導を徹底すべきもの					◎ 43

(注) 令和4年4月1日実施の組織改正により、オリンピック・パラリンピック準備局のスポーツ局に関する部門は生活文化スポーツ局に統合された。以後同じ。

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分					頁	
			1		2				
			ア	イ	ウ	エ	イ		ウ
44	建設局	単価契約工事を適正に適用すべきもの					◎	◎	43
45	建設局	河川維持工事単価契約の運用を厳密に行うべきもの					◎	◎	44
46	建設局	借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの					◎	◎	44
47	建設局	河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行うべきもの				◎	◎	◎	45
48	建設局	工物等の移込に当たり、設置者に対し適正に通知を行うべきもの					◎	◎	45
49	建設局	単価契約工事を適正に適用すべきもの					◎	◎	46
50	建設局	緊急施作の手続を適正に行うべきもの					◎	◎	46
51	建設局	河川直轄工事委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定すべきもの					◎	◎	47
52	建設局	公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行うべきもの						◎	47
53	港務局	月間リース料及び保管料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収すべきもの			◎			◎	48
54	東京消防庁	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの						◎	48
55	東京消防庁	適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基いて工事を行うべきもの						◎	49
56	東京消防庁	工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの						◎	49
57	東京消防庁	検査業務を適正に行うべきもの						◎	50
58	東京消防庁	マンホールヘルメット相違業務委託における仕様内容及び契約方法について見直すべきもの					◎		50
59	東京消防庁	委託業務に係る履行の指示及び履行確認を適切に行うべきもの						◎	51
60	交通局	空調機の調達手続を適正に行うべきもの						◎	51
61	交通局	総合指令所における空調機の維持管理を適切に行うべきもの						◎	52
62	水道局	イベント配布用品広葉紙の購入について配布状況や在庫状況に応じて購入すべきもの				◎		◎	52
63	水道局	広域管轄物品の仕入れに当たり、配布必要数を精査した上で契約手続を行うべきもの						◎	53
64	水道局	広報計画の最適化の考えを踏まえ、高価な広報啓発品や物品の買入れについては、イベントの内容や時期、ターゲット等、具体的な活用方法を定めて契約すべきもの						◎	54
65	水道局	屋外及び屋内など定作業等委託車両契約について仕入れ等に当たって適正な業務を行うよう指導すべきもの						◎	55
66	水道局	貨物自動車の使用状況に応じた経済的な供給依頼をすべきもの						◎	56
67	水道局	仕入れ内容に沿った適正な発注依頼を求めるべきもの						◎	56
68	下水道局	工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの					◎		57
69	下水道局	債権管理を適正に行うべきもの（工事監督事務費未収金）					◎		58
70	教育庁	手リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの						◎	58
71	議会局	業務委託の仕様書について、委託業務の内容等を具体的に示すべきもの						◎	59
【意見・要望事項】									
72	水道局	貨物自動車供給単価契約について						◎	60
令和3年度工事監査									
【指摘事項】									
73	総務局	特殊入札の調達計算を適正に行うべきもの				◎		◎	61

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分					頁	
			1		2				
			ア	イ	ウ	エ	ア		イ
74	総務局	諸経費の積算を適正に行うべきもの（防災無線工事）					◎	◎	61
75	財務局	山留めの積算を適正に行うべきもの					◎	◎	62
76	主税局	防水区域を付帯する電気配線工事の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの			◎			◎	62
77	都市整備局	管轄工場の施工管理を適切に行うべきもの					◎	◎	63
78	環境局	東京新橋社のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの				◎		◎	63
79	中央卸売市場	防水改修工事の積算を適正に行うべきもの					◎	◎	64
80	建設局	境界線杭の設計を適切に行うべきもの					◎	◎	64
81	建設局	材料費に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの					◎	◎	65
82	建設局	コンクリート構造物の耐久性能向上を目的とする強度推定調査を行うべきもの				◎		◎	65
83	建設局	セメント系固材材による地盤改良の品質管理を適正に行うべきもの				◎		◎	66
84	建設局	表面被覆パネルの仕様について設計図書に明記すべきもの					◎	◎	67
85	建設局	公園緑地全度調査を適正に行うべきもの			◎			◎	68
86	港務局	公園施設の設計を適正に行うべきもの				◎		◎	69
87	港務局	防潮堤及び護岸における設計を適正に行うべきもの				◎		◎	70
88	港務局	梁式道床補強の設計及び施工を適切に行うべきもの					◎	◎	71
89	東京消防庁	石積除雪工事の設計を適切に行うべきもの						◎	72
90	交通局	構造物撤去の工法選定を適切に行うべきもの					◎	◎	72
91	交通局	特殊入札の算定計算を適正に行うべきもの					◎		73
92	交通局	工事中に係る設計変更手続を適正に行うべきもの						◎	73
93	交通局	あと施工アンカーの設計及び品質管理を適切に行うべきもの					◎		74
94	水道局	浄水施設における建築工事の積算を適正に行うべきもの						◎	74
95	水道局	外設仕上げ工事の設計及び施工を適切に行うべきもの						◎	75
96	下水道局	道路掘削に伴う復旧の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎	76
97	教育庁	集圧器の設計を適切に行うべきもの						◎	77
98	教育庁	産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの					◎		77
【意見・要望事項】									
99	建設局	道路整備及び維持管理における総合治水対策について				◎			78
100	港務局	港防工事における協会基準及び見附りを用いた積算方法について					◎	◎	79
101	港務局	排水ポンプの基礎ボルトの施工方法について				◎			80
令和2年度公営企業各会計決算審査									
【指摘事項】									
102	港務局	固定資産に係る会計処理を適正に行うべきもの				◎			81

(表5) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局(団体)	監査 種別	事 項		頁
			1	2	
【会計処理(歳入)】					
42	建設局	3定例	河川法に定める土地占用料の徴収を適正に行うべきもの		42
【債権管理】					
69	下水道局	3定例	債権管理を適正に行うべきもの(工事監督事務費未収金)		58
【都税】					
10	主税局	3定例	隣接する二筆以上の土地を同一圃地として認定すべきでないもの		24
【契約(仕様・積算)】					
3	納税経営本部	2定例	積算に用いる数量を仕様に明示し、契約内容において単価や数量の明示を求めるべきもの	◎	20
4	納税経営本部	2定例	契約変更金額が算出できるよう契約目録額を積算すべきもの	◎	20
16	都市整備局	3定例	特殊物品組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの	◎	27
17	住宅政策本部	3定例	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	◎	28
19	環境局	3定例	傷病発生員数の一時保護要員委託について業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直すべきもの	◎	29
26	産業労働局	3定例	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの	◎	33
27	産業労働局	3定例	契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの	◎	34
30	産業労働局	3定例	仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの	◎	35
34	産業労働局	3定例	IT工員の構成・執行に当たり契約目録額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの	◎	38
35	産業労働局	3定例	仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの	◎	39
36	産業労働局	3定例	履行可能な仕様書を作成するべきもの	◎	39
39	産業労働局	3定例	IT工員の構成・執行に当たり契約目録額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの	◎	41
43	建設局	3定例	単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴収するよう、各所に対する指導を徹底するべきもの	◎	43
66	水道局	3定例	貨物自動車の使用状況に応じた経済的な供給依頼をするべきもの	◎	56
67	水道局	3定例	仕様内容に沿った適正な発注依頼を求めるべきもの	◎	56
71	議会局	3定例	業務委託の仕様書について、委託業務の内容等を具体的に示すべきもの	◎	59
【契約(履行確認)】					
7	財務局	3定例	丹波橋の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの	◎	23
21	環境局	3定例	補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの	◎	30
46	建設局	3定例	借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの	◎	44
59	東京消防庁	3定例	委託業務に係る履行の指示及び履行確認を適切に行うべきもの	◎	51
【契約(その他)】					
8	財務局	3定例	丹波橋のかごインフレーション装置の修理の在り方について見直すべきもの	◎	23

番号	対象局(団体)	監査 種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
9	主税局	3定例	納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの		◎	24
13	生活文化局	3定例	東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行うべきもの	○	◎	26
15	都市整備局	3定例	補償代行工事の実施に当たり特定家庭用機器商品化法及び損失補償基準を遵守すべきもの		◎	27
18	住宅政策本部	3定例	計画図面と意匠図などの照合を徹底し、顧客宅の施工管理を適切に実施すべきもの		◎	28
20	環境局	3定例	基本計画形成業務委託に係る契約手続及び支払手続を適正に行うべきもの	○	◎	29
22	環境局	3定例	補修工事に係る材料経費を適切に負担するよう改めるべきもの		◎	30
23	環境局	3定例	浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行うべきもの	◎	○	31
24	福祉保健局	3定例	契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの		◎	32
28	産業労働局	3定例	企画提案方式における事業者の審査を適正に行うべきもの		◎	34
29	産業労働局	3定例	保守委託の契約を適正に行うべきもの		◎	35
31	産業労働局	3定例	仕様書の内容とおり業務を履行するよう委託処理を行うべきもの		◎	36
32	産業労働局	3定例	選定基準に合致する対象を選定すべきもの		◎	37
33	産業労働局	3定例	他契約の成果物を使用させる必要がある場合は適正に契約変更を行うべきもの		◎	37
37	産業労働局	3定例	業務内容の変更に当たり仕様書及び契約金額を変更すべきもの		◎	40
38	産業労働局	3定例	仕役の実施予定を把握し、工程管理を適切に行うべきもの		◎	40
40	中央卸売市場	3定例	競争性を確保した契約方法により購入契約を行うべきもの		◎	41
44	建設局	3定例	単価契約工事を適正に運用すべきもの		◎	43
46	建設局	3定例	河川維持工事単価契約の運用を厳密に行うべきもの		◎	44
47	建設局	3定例	河川の施設管理に係る委託契約を適正に行うべきもの		◎	45
48	建設局	3定例	工作物の移転に当たり、設置者に對し適正な通知を行うべきもの		◎	45
49	建設局	3定例	単価契約工事を適正に運用すべきもの		◎	46
50	建設局	3定例	緊急施行の手続を適正に行うべきもの		◎	46
51	建設局	3定例	沿岸漁釣り委託契約において、草の生育状況に応じて公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行うべきもの		◎	47
52	建設局	3定例	月額リース料及び保守料を個別に記載した入札を契約の相手方から徴収すべきもの	◎		48
53	港務局	3定例	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの		◎	48
54	東京消防庁	3定例	適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基づいて工事を行うべきもの		◎	49
56	東京消防庁	3定例	工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの		◎	49
57	東京消防庁	3定例	検査業務を適正に行うべきもの		◎	50
58	東京消防庁	3定例	メンテナンス相談業務委託における仕様内容及び契約方法について見直すべきもの		◎	50
60	交通局	3定例	空調機の運転手続を適正に行うべきもの		◎	51

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分				頁
				1		2		
				ア	イ	ウ	エ	
62	水道局	3定例	イベント配布用広報グッズの買入れについて配布状況や在庫状況に応じて購入すべきもの		○		○	52
63	水道局	3定例	広報啓発物の作製に当たり、配布必要数を精査した上で契約発注を行うべきもの				○	53
64	水道局	3定例	広報計画の事案化の考えを踏まえ、広報計画の啓発物の買入れについては、イベントの必要時期、ターゲット等具体的な活用方法を定めて契約すべきもの				○	54
65	水道局	3定例	章刈及び糊木せん定作業等委託単価契約について仕様内容に合った適正な業務を行うよう指針すべきもの				○	55
68	下水道局	3定例	工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの				○	57
70	教育庁	3定例	リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの				○	58
72	水道局	3定例	貨物自動車供給単価契約について				○	60
【会計処理（歳出）】								
11	生活文化局	3定例	概算私を適正に行うべきもの				○	25
12	生活文化局	3定例	適時適切な資金交付を行うべきもの				○	25
14	マリビレッジ・マリビレッジ準備局	3定例	繰上私を適正に行うべきもの				○	26
【財産管理】								
1	病院経営本部	30定例	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの		○			18
2	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	30行政（指定管理）	重要文化財の保存と活用の検討について				○	19
5	中央卸売市場	2定例	貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの				○	21
41	中央卸売市場	3定例	仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うべきもの				○	42
102	港務局	2公決	固定資産に係る会計処理を適正に行うべきもの				○	81
【物品管理】								
25	福祉保健局	3定例	不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの					33
【設計】								
73	総務局	3工事	特殊入札の構造計算を適正に行うべきもの				○	61
80	建設局	3工事	境界標記の設計を適切に行うべきもの				○	64
86	港務局	3工事	公園施設の設計を適正に行うべきもの				○	69
87	港務局	3工事	防波堤及び護岸における設計を適正に行うべきもの				○	70
88	東京消防庁	3工事	石綿除去工事の設計を適切に行うべきもの				○	72
90	交通局	3工事	構造物撤去の工法選定を適切に行うべきもの				○	72
91	交通局	3工事	特殊入札の構造計算を適正に行うべきもの				○	73
97	教育庁	3工事	変圧器の設計を適切に行うべきもの				○	77
【積算（単価設定）】								
94	水道局	3工事	浄水施設における建築工事の積算を適正に行うべきもの				○	74

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分				頁
				1		2		
				ア	イ	ウ	エ	
100	港務局	3工事	港務工事における協会基準及び見積りを用いた積算方法について				◎	79
【積算（数量算出等）】								
75	財務局	3工事	山留めの積算を適正に行うべきもの				◎	62
79	中央卸売市場	3工事	防水改修工事の積算を適正に行うべきもの				◎	64
【積算（諸経費等）】								
74	建設局	3工事	諸経費の積算を適正に行うべきもの（防災無機工事）				◎	61
81	建設局	3工事	材料費に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの				◎	65
【施工】								
76	主税局	3工事	防火区画を貫通する電気配線工事の施工管理について 受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎			62
77	都市整備局	3工事	管路上留工の施工管理を適切に行うべきもの					63
78	環境局	3工事	東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの			◎		63
82	建設局	3工事	コンクリート構造物の耐久性能向上を目的とする強度地盤調査を行うべきもの			◎		65
83	建設局	3工事	セメント系固化材による地盤改良の品質管理を適正に行うべきもの			◎		66
92	交通局	3工事	工事中止に係る設計変更手続を適正に行うべきもの				◎	73
96	下水道局	3工事	道路掘削に伴う復旧の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの				◎	76
【その他】								
6	水道局	1公決	資本金減少に係る決算書類の作成を適正に行うべきもの			◎		22
61	交通局	3定例	総合指令所における空調機の維持管理を適切に行うべきもの				◎	52
84	建設局	3工事	表紙被覆パネルの仕様について設計図書に明記すべきもの				◎	67
85	建設局	3工事	公園樹幹全度調査を適正に行うべきもの			◎		68
88	港務局	3工事	梁はね補強補修の設計及び施工を適切に行うべきもの				◎	71
93	交通局	3工事	あと施工工法による設計及び品質管理を適切に行うべきもの			◎		74
95	水道局	3工事	外壁仕上げ工事の設計及び施工を適切に行うべきもの				◎	75
98	教育庁	3工事	読書館建築物の処置を適正に行うべきもの				◎	77
99	建設局	3工事	道路橋梁及び維持管理における総合治水対策について				◎	78
101	港務局	3工事	排水ポンプの基礎ガルトの施工方法について			◎		80

〔平成30年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
措置区分							
1							
2							
1	病院経営本部	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	消防用設備については、消防法に基づく点検を行い、その結果を消防署に報告しなければならないとされている。 広尾病院及び大塚病院において、平成29年度に行われた消防用設備点検の結果報告書を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。 ① 広尾病院において、平成29年12月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、監査日（平成30年5月16日）現在、改善が行われていないことが認められた。 ② 大塚病院において、平成29年5月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、監査日（平成30年5月11日）現在、改善が行われていないことが認められた。 病院は年中休みなく医療を提供しており、改善工事を実施するには、病院運営への影響を最小限に抑えるために様々な対応や調整が必要であるが、消防用設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、改善を先送りすることは病院利用者の安全を確保する上で適切でない。 各病院は、消防用設備について具体的な改善計画を検討の上、速やかな改善措置を講じられたい。	大塚病院については、令和2年12月14日までに、全ての不具合箇所について修繕工事を完了した。また、広尾病院については、令和4年3月25日までに、新たに判明した不具合箇所も含め、全ての不具合箇所について修繕工事を完了した。【1ーイ】 今後、消防法に基づく消防用設備点検で、不具合箇所を指摘された際には、計画を立案し、予算措置を締結して是正する。さらには、日常点検の実施に当たっては、建物管理受託者と連携して異常箇所を早期に把握し対処する。そして、これらのことを事務引継書に明記し、再発防止を図った。【2ーウ】			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	◎				○		

〔平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分				
	1	2		
ア	イ	ウ	エ	ア
			◎	
		ア	イ	ウ
		ウ	エ	エ
建設局（公益財団法人東京都公園協会）				
		重要文化財の保存と活用の検討について	東京都立旧岩崎邸庭園は、重要文化財の建築物（洋館、和館、撞球室等）が大きな魅力となっている庭園であり、国が所有し、都がその管理責任者として、平成29年3月に、「東京都における文化財庭園の保存管理計画」（平成16年）を全面的に改定し、従来の保存に加え活用を重要な柱とする「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」を策定し、現在、各庭園の特色を踏まえた個別の保存活用計画を順次策定しているところであり、庭園の計画については、平成32年度以降に改定する予定である。 したがって、現在は、平成19年に改訂された「旧岩崎邸庭園保存活用計画」（以下「19年計画」という。）席の設置、洋館や撞球室における各種イベントの開催などの活用を図っている。一方、19年計画で検討すべきとされている洋館地階の補修等については、保存や活用の優先順位を踏まえて取り組んでいるため、顕著には進んでいない状況である。 ところで、文化審議会が行った答申（平成29年12月）の中で、重要文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼし合い文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではないとした上で、文化財を核にした取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域や新たな文化創生へと還元するという、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点が重要であるとしている。 平成32年度以降に改定予定である庭園の保存活用計画の立案に際し、この視点を踏まえ、指定管理者との情報共有を行い、来園者がより魅力を感ずることができるような重要文化財の保存と活用の方法を検討することが望まれる。	公園緑地部は、保存活用計画の改定に向けて必要な史料収集及びアンケート調査を令和2年度に行った。さらに、令和5年3月までの期間として、平成16年（平成19年一部改定）に作成された保存活用計画の改定を行うための委託契約を令和3年10月13日付けで締結した。本契約を活用し、文化審議会答申の視点や利用者アンケート結果等を踏まえた検討を行い、指定管理者へのヒアリング等を経て、計画を策定する。【1ーエ】

〔令和2年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分				
3	病院経営本部	積算に用いる数量を仕訳において単価や数量の明示を求める	サービスマス推進部は、「都立病院患者満足度アンケート」結果の集計及び分析について、業務委託契約を締結している。この契約は、アンケート結果の入力枚数の規模が契約金額に影響を及ぼす。仕様書には、実施規模は令和元年度配布目標数及び平成30年度実施実績の回収率を想定するとの記載があるが、配布目標数と回収数に大きな差異があり、契約上想定する入力枚数に幅がある。しかしながら、契約上想定する入力枚数に幅があることは仕様で数量を明示せずに競争入札を行うことであり、業者によって入力金額を算出する際の数量に差が生じるため、落札者と契約しても最も経済的な対価となる保証はない。また、本件の契約内訳を確認すると、「入力業務一式」となっており受託者が積算に用いたアンケート入力1枚当たりの単価及び契約上想定する入力枚数が明示されており、契約金額の妥当性が判断できず、実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数に差異が生じた場合に契約金額の変更を行うこともできない。	令和3年度契約（令和3年12月14日締結）において、仕様書で費用積算に用いる数量を明示した。また、受託者には、契約書に添付する内訳で単価及び数量を明示させた。今後も、契約金額の妥当性の判断、及び実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数に差異が生じた場合に契約金額の変更が可能となるよう、積算に用いる数量を仕様に明示するとともに、受託者に対して契約内訳上で単価や数量の明示を求め、再発防止を図る。【2ー1】
		1		
		2		
4	病院経営本部	契約変更金額が算出できるよう契約目標額を積算すべきもの	サービスマス推進部は、「都立病院患者満足度アンケート」を実施しており、アンケート結果の集計及び分析について、業務委託契約を締結している。この契約は、アンケート結果の入力枚数の規模が契約金額に影響を及ぼす。仕様書には、実施規模は令和元年度配布目標数及び平成30年度実施実績の回収率を想定するとの記載があるが、配布目標数と回収数に大きな差異があり、契約上想定する入力枚数に幅がある。しかしながら、部が積算した本件の契約目標額は、入力・集計を合わせた人目に単価を乗じて算出されており、集計を含めない入力作業としてアンケート入力1枚当たりの単価及び入力枚数を定めていない。このため、実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数に差異が生じた場合に契約変更金額の算出を行うことができず、合理的な積算とは言えない。部は、契約変更金額が算出できるように契約目標額を適切に積算されたい。	令和3年度契約（令和3年12月14日締結）の仕様において、アンケート入力1枚当たりの単価を定め、過去の実績等を基に予定入力枚数を想定し、契約目標額を積算した。今後も、実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数に差異が生じた場合に契約変更金額の算出を行うことができるよう、同様の計算方法により、契約目標額を適切に積算し、再発防止を図る。【2ー1】
		1		
		2		

5	中央卸売市場	貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの	中央卸売市場は、中央卸売市場会計の令和元年度末の利益剰余金において、「貸付資金積立金」を計上している。当該積立金は、大田市場開場当初における深夜・早朝勤務に伴う市場業務従業者の通勤対策及び労働力確保対策として、大田市場隣接地に予定していた従業者用住宅の建設事業に係る貸付のためのものであるが、平成21年度から監査日（令和2年9月10日）現在まで、10年以上にわたって当該積立金の処分は行われていない状況となっている。そこで、当該積立金に係る事業の経緯及び今後の予定等を市場に確認したところ、従業者用住宅建設事業は、平成元年12月に大田市場及び城南島、京浜島・昭和島の従業者用住宅として建設計画が決定され、平成4年2月に住宅建設に先立って入居者の募集を実施したところ、応募件数が極めて低く、計画の遂行が困難であることから工事着手を延期することとし、平成9年6月に当該建設計画は廃止となっており、また、現在進行している従業者用住宅建設計画はなく、今後においても新たな計画を策定する予定はないことが判明した。特定の目的のための積立金は、その目的が失われた場合、速やかに未処分利益剰余金に振り替えるべきであることから、管理部は、貸付資金積立金の処分を適正に行う必要がある。部は、貸付資金積立金の処分を適正に行われない。	令和2年度東京部中央卸売市場事業剰余金処分計算書（案）を東京都議会に提出し、令和3年第4回定例会において議決されたことから、貸付資金積立金の処分（未処分利益剰余金への振替）を行った。【1ー9】

【指摘事項】

〔令和3年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	(団体)				措置区分		
7	財務局	昇降機の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの	建設保全部は、第一本庁舎の昇降機の保守委託契約を締結している。保守委託契約は仕様書で、受託者は実施工程計画に含めて修理・改善予定表を作成することとしている。また、維持保全業務標準仕様書で、業務の実施状況・結果等の記録について報告書としてまとめるとともに、それらの状況等を示す写真等を添付することとしている。 そこで、修理・改善予定表と実際の修理状況及び実施報告書を確認したところ、令和2年度において実施することとされていた着床位置検出器と電磁接軌器について、受託者から口頭で修理状況を確認したものの、提出を求めらるべき修理報告書や作業写真等が提出されていないまま履行確認を行っており適正でない。 部は、昇降機の修理状況について、履行確認を適正に行われたい。	建設保全部では、本件指摘事項及びかごインジケーション装置が令和2年度に標準的な耐用年数を超過したことで故障台数の増加や状態の悪い装置が見受けられるようになった現状を踏まえ、今後は、次のとおり管理していくことを令和3年11月30日開催の部課長会において周知し、再発防止の徹底を図るとともに、部内担当者間で情報共有した。 ① エレベータ内のかごインジケーション装置について、より注意深く状況を把握する。 ② 予防保全の観点から計画的に修理を進め、指摘事項の再発を防止する。 ③ 契約期間内に作業を終了するよう管理を徹底する。 【2-エ】			
					1	2	
					ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		⑤					
8	財務局	昇降機のかごインジケーション装置の修理の在り方について見直しすべきもの	建設保全部は、第一本庁舎の昇降機の保守委託契約を締結している。保守委託契約は、グラムメテラシステム契約を適用しているが、除外事項であるかごインジケーション装置（現在平成30年度から万が一の故障に備えて、毎年度受託者に2台分を保有させ、修理対応させる契約となっている）は、本契約の保有台数を越えた5台分について修理対応させている状況が認められた。 このことについて部に確認したところ、かごインジケーション装置の修理については、平成30年度は修理がなく、令和元年度は1台分のみであったため、その業務残分として今年度の対応に当たるとしている。 しかしながら、本契約自体は単年度契約であり、平成30年度及び令和元年度も本契約と同様の保守委託契約で、かごインジケーション装置を材料品として納品させているものではないため、過去契約の業務残として修理対応させている現状の取扱いは、地方自治法の会計年度独立の原則に照らすと適正でない。 部は、昇降機のかごインジケーション装置の修理の在り方について見直しを要する。	1	2		
						ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
						ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
		⑤					

9	主税局	納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	徴収部は、受取電業務や電話による納税しようなどの窓口業務及び内部事務業務について、委託契約を締結している。納税しように係る委託業務の実施状況について、新型コロナウイルス感染症拡大による令和2年4月7日の緊急事態宣言発表以来は予定のとおり実施していたが、その後の局の対応方針により、電話による納税は一部は縮小していた。このため、令和2年4、5月の予定及び実績の件数がかなり離れており、契約当初とは業務に係る状況が大きく異なり、契約変更手続が必要な状況となっている。	納税推進課は、令和3年10月18日の課内会議において、本件指図内容に共有するとともに、契約変更手続に関する研修を実施し、契約変更に係る留意点を確認することで再発防止の徹底を図った。
			そこで、部は、年間の業務量の試算を行った結果、業務スケジュールの変更はあるものの、予定件数には大きな変更はないことから、契約変更手続を行うことなく、受託者とは協議の上、令和2年5月27日に変更内容について合意したとしている。さらに、これらの協議及び合意については、部の各通知書の交付及び口頭による説明を通じ、協議書による協議と同程度のことを行ったとしている。	また、徴収部は令和4年2月1日の総務委員会、本件指図内容に共有し、契約書の内容に変更が生じる場合は、適切に契約変更を行うよう、周知徹底した。
			しかしながら、業務の休止又は縮小により契約当初の年間予定を変更する場合、本契約書の約款に基づき、速やかな契約変更手続が必要である。部は、令和2年5月27日付けの通知により、納税しように係る業務は、同年8月まで休止又は縮小としていたことから、この時点で速やかな契約変更手続が可能であったが、受託者との口頭による協議及び合意に留まり、契約変更手続を行っておらず、適切でない。	さらに、再発防止を図るため、局において、令和4年2月8日の計画管理課長代理会等各部に対して注意喚起を行った。【2－エ】
10	主税局	隣接する二以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	北都税事務所は、隣接する4筆を同一画地として認定していた。これは4筆の土地に、それぞれが独立し、構造的にも行き来ができない併用住宅が所在しており、一体的に利用している事実も認められなかった。このことから、所がこれら4筆の土地について、同一画地と認定していることは適正でない。この結果、固定資産税等が超過している。同一画地の認定を適正に行われたい。	北都税事務所は利用状況の確認の上、同一画地と認定していた4筆を単筆評価とした。地方税法第417条第1項に基づき、平成28年度以降分について令和3年4月30日に価格修正、同年5月10日に課税決定を行った。課税超過分は令和3年5月までに全額還付済みである。【1－ア】
				資産税課は、全体課長代理会議（令和3年4月15日）及び各都税事務所に対する事務指導（同年6月16日から7月16日まで）において当該案件の周知及び注意喚起を行って再発防止の徹底を図った。【2－エ】

11	生活文化局	概算払を適正に行うべきもの	文化振興部は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛の節も文化の灯を絶やさないため、「アートにエネルギーを！東京プロジェクト」事業により、活動の自衛せざるを得ないアーティスト等への支援を実施している。	部は、令和3年度の支払に当たっては、財団から執行計画を徴し、適正かつ必要最小限度の資金を四半期ごとに分割交付している。また、期ごとに執行状況報告書を徴し、既交付額に対する執行状況の把握及び今後の所要額の精査を行い、資金交付を行った。
			この事業は、公益財団法人東京都歴史文化財団との共催で実施するとし、費財団に対して、当該事業に要する経費を負担金として概算払により交付している。	【2－イ】 また、局は、令和3年3月26日付通知文により、監査指図事項を周知徹底するとともに、局計理担当者及び各都計理担当者向けに概算払における支出関係書類の確認ポイントについて周知し、チェック機能を強化することとし、再発防止の取組を行った。【2－エ】
			ところで、東京都会計事務規則第83条第4項において、局長又は所長は、同条第2項の精算手続を完了しなければ、同一の用途について、重ねて概算払をすることはできないとされている。	
12	生活文化局	適時適切な資金交付を行うべきもの	しかしながら、部は、当該協定の負担金限度額変更の部、既概算払の精算を行わずに、重ねて概算払を行っており、適正でない。	部は、令和3年度の支払に当たっては、財団から執行計画を徴し、適正かつ必要最小限度の資金を四半期ごとに分割交付している。また、期ごとに執行状況報告書を徴し、既交付額に対する執行状況の把握及び今後の所要額の精査を行い、資金交付を行った。【2－イ】 また、局は、令和3年3月26日付通知文により、監査指図事項を周知徹底するとともに、局計理担当者及び各都計理担当者向けに概算払における支出関係書類の確認ポイントについて周知し、チェック機能を強化することとし、再発防止の取組を行った。【2－エ】
			このような事態が発生したのは、財団からの経費が不足するとの申出に対し、部が既交付額に対する執行状況の把握及び今後の所要額の精査を行わずに、既交付額と変更した負担金限度額との差額を追加交付するなど、適正な概算払とするために必要なプロセスが欠如した事務処理となっていたことによるものである。	
			部は、概算払を適正に行われたい。	

13	生活文化局	東京2020大会の延期に伴う選手権の変更手続を速やかに行うべきもの	文化振興部は、「Tokyo Tokyo FESTIVAL」(以下「TTF」という。)の記録集の原稿制作等を委託している。 本契約について確認したところ、東京2020大会の延期に伴い、撮影予定としていたTTFスベンシャル13等は、延期又は中止となるなど、委託者が本契約の一部について契約期間中に履行できないことが、遅くとも令和2年10月には確定していたと認められるにもかかわらず、監査日(令和3年1月27日)現在、契約変更の手続が完了していない。 本契約の成果物の一部の納期が令和2年11月30日となっていることから、本契約の変更の手続はそれまでに完了することを確認するため、令和2年10月に受託者から年度別の概算見積書を受領するとともに、令和2年10月26日付けでTTFスベンシャル13の延期について報道発表しており、令和2年11月30日までに契約変更の手続は可能であると認められるにもかかわらず、契約変更手続を期限までに完了していないことは適切でない。 部は、東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行われたい。
14	オリンピック・パラリンピック準備局	概算払を通正なもの	スポンサー推進部は、「アスリート・キャリアサポーター事業」の実施委託契約を締結している。また、本件委託契約に係る経費については、各期に分けて概算払により支出し、年度末に一括して精算を行っている。 そこで、本概算払の状況について見たとところ、第3四半期分は期の終盤に年間計画額と同額が交付されていた。また、第4四半期分については、年間計画額を上回る繰越額がありながら年果、年度末には第4四半期分の交付金額以上の返還が生じていた。 会計管理者が定める精算を省略できる要件には、分割交付ことの執行計画及び執行状況を把握した上で、交付金額は適正な金額を算定し、必要最小限度とすることである。 このことから、部が受託者に対し交付した第3及び第4四半期分の資金の額は、この要件を満たしているものとは認められず適正でない。 これは、部が、第3四半期分及び第4四半期分の受託者からの請求に際して行った、各期における事業実施計画の精査及び所要額の算定が十分でなく、年間計画どおりの金額を交付していることによるものである。 部は、概算払を適正に行われたい。

15	都市整備局	補償代行工事の実施に当たり特定家庭用機器再商品化法及び損失補償基準を遵守すべきもの	第二市街地整備事務所では、消防団施設の取壊しが必要となったため、補償代行工事として、消防団施設解体工事契約を締結している。そして、所は解体する建物に残置された家電製品を処分するため、契約変更手続を行っている。 しかしながら、特定家庭用機器再商品化法第6条によると、特定の家電製品を排出する際には、消費者が特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡す責任があり、リサイクル料金及び収集運搬料金を支払うよう定められている。また、部は、損失補償基準において、所有者等の財産である財産については、通常妥当と認められる移転方法によって移転するために必要な費用を補償することとしており、所有者が処分することとしており、所有者が必要な費用は対象ではないことから、補償代行工事において所が財産の処分を行うことはできない。 これらのことから、当該家電製品については、その所有者が自らの責任において処分すべきところ、所が行ったことは適正でなく、その費用を支出すべきではなかった。 所は、補償代行工事の実施に当たり、特定家庭用機器再商品化法及び損失補償基準を遵守されたい。
16	都市整備局	特殊製品組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの	多摩ニュータウン整備事務所では、事業用地の直取り等の維持管理を行うため、事業用地管理委託契約を単価契約により、単価を定めている。材料を使用する場合、積算基準(共通編1)を準用して積算し、特殊製品組合せ費の単価を組み合わせて支払うこととしている。(「事業用地等維持管理(単価契約) 運用の手引き」) ところで、この契約を見ると、所は受注者に対し、フェンスの設置等の工事を指示し施工させている。そして、その工事費の支払に当たっては、人件費以外の材料費については特殊製品組合せ費の単価を用いており、その受注者が材料を購入した際の実費額により算出している。 しかしながら、特殊製品組合せ費を使用する材料費の算出については、手引によれば、①積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合は物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにない場合には、公表価格又は見積書により単価を設定することとしており、実費額により算出していることは適正でない。 所は、特殊製品組合せ費により工事費を支払う場合において、実費額によらず積算基準により積算されたい。

第二市街地整備事務所は、令和4年1月21日付通知文「補償代行工事における損失補償基準等の遵守について」を、所内関係部所へ通知し、再発防止に向けて周知徹底を図った。【2-エ】

市街地整備部は、令和4年1月11日付通知文「用地管理委託(単価契約)の運用について(通知)」を、部内関係各部所へ通知し、再発防止に向けて周知徹底を図った。【2-エエ】

環境局	19	傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託について業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直すべきもの	自然環境部は、傷病野生鳥獣（以下「個体」という。）を収容し一時保護飼養することにより、個体の野生復帰の進捗を図るため、業務委託契約を締結している。 この委託契約では、部が保護を指示した個体数に対し、猛禽類、その他の鳥獣の区分に応じた単価を乗じた金額を支払うこととしており、半年ごとと見直し、受託者が徴収した一時保護飼養実績一覧表と部が交付した一時保護飼養指示書の内容を照合した上で、実績に応じた金額を支払っている。 ところで、この実績一覧表の内容を見たところ、個体によって、保護期間が1日から半年に至るものまでが存在しており、保護期間に関係なく、一時保護した個体数に単価を乗じて金額を支払っていた。 保護期間中の餌や栄養剤等のリハビリに要する経費は保護期間の長短により増減する経費であり、本件委託のうちに、保護期間の長短にかかわらず同一の単価設定で業務量を支払っていることは、委託業務の業務量を適切に反映したものとはいえない。 部は、傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託について、業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直された。	時保護飼養委託契約における単価について、既存の単価に追加で「飼養延長に係る単価」を設定する飼養が必要場合には既存の単価に当該の「飼養延長に係る単価」を加算、さらに3か月を経過することには当該単価を加算することにより、保護期間の長短に伴う業務量に対応できるよう、仕落書きを見直し、令和4年度契約から適用した。【1-エ】【2-イ】
環境局	20	基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行うべきもの	東京都会計事務規則（以下「規則」という。）東京都公共工事の前払金取扱要綱（以下「要綱」という。）及び「公共工事の前払金制度の実施について」（以下「通知」という。）により、前払金は、支出できる経費が限定されており、公共工事の前払金については、規則第84条第12号により支出することができるとされている。要綱及び通知によれば、前払金の対象は、建築工事及び設備工事並びにこれらに関する設計及び監理業務等と関係するものとされている。多摩環境事務所は、五十人平地区の野営場開設に係る基本計画の作成に伴い、基礎となるデータを取りまとめるため、委託契約を締結している。 そこで、契約関係書類を見たところ、本契約を設計業務委託として発注し、契約締結しており、設計業務委託契約書第34条に基づき前払金を支出していた。 しかしながら、本契約は、計画作成業務が主体となっており、業務委託契約であるから、調査関連業務として発注し、契約締結すべきである。所が発注種目を誤った結果、前払金を支出したことは適正でない。 このことは、基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行われたい。	令和3年定例監査及び令和3年工事監査の指摘事項について、令和3年4月1日付通知文により、所内に周知した。【1-エ】 「適正な営業種目での発注に付いて」（平成28年9月30日付財務局通知文）に従って、発注に当たって営業種目の確認を徹底し、令和3年度の同種の概算経費算出を含む契約については、調査関連業務として適正に発注した。【2-イ】

環境局	補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの		令和3年定例監査及び令和3年工事監査の指摘事項について、令和3年4月1日付通知文により、所内に周知した。また、単価契約を監督するに当たっての注意事項について、令和3年4月1日付通知文により、自然公園担当内及び指摘内容を確認し、指摘内容の改善及び再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】
	1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
環境局	多摩環境事務所は、秩父多摩甲斐国立公園ほか歩道補修委託（単価契約）の委託契約に際し、受託者に歩道修繕箇所を調査する工種の一つである「作業事前調査」を指示している。特記仕様書によれば、本件委託契約で指示した「作業事前調査」の内容は、現場調査、具体的な補修方法の検討及び施工方法を立案する調査報告書の作成であり、作業完了ごとに完了届、調査報告書及び作業記録写真等を提出することとしている。そこで、委託者が提出した書類を見たところ、指示については、完了届と調査報告書は提出されているものを見たところ、調査報告書には施工の状況が記載されているだけで要補修箇所が特定できないほか、具体的な補修方法の検討、必要な材料の把握及び施工方法の立案の状況が記載されていない状況が認められた。したがって、これらの状況を看過し検査完了としていること、及び本委託契約の成果が、秩父多摩甲斐国立公園ほか歩道補修工事（単価契約）の契約にどのような活用されたのか書面上検証できない状況となっていることは適切でない。所は、補修委託に係る履行確認を適切に行われたい。		令和3年定例監査及び令和3年工事監査の指摘事項について、令和3年4月1日付通知文により、所内に周知した。また、単価契約を監督するに当たっての注意事項について、令和3年4月1日付通知文により、自然公園担当内及び指摘内容を確認し、指摘内容の改善及び再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】
	1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
環境局	多摩環境事務所は、歩道補修工事（単価契約）の工事契約に際し、受注者から施工内容確認申請書（以下「申請書」という。）の提出を受け、必要となる作業の工種及び工事に要する材料の種類や数量の計上を承認した上、工事を指示書により指示し、工事完了後に作業記録写真報告書の提出を受けることとしている。そこで、申請書、指示書及び作業記録写真報告書を見たところ、各々の指示については、工種の一つである「その他作業A（総称的な作業）」のみを指示しているが、写真には受注者が材料を使用しているが、写真には受注者が材料を使用している状況が認められ、申請書及び指示書には材料に係る工種の計上がなされていない状況が認められた。そこで、未計上の理由及び負担者について確認したところ、申請の段階で受注者からその材料に係る工種の計上がなかったため、所の指示においても未計上とし、使用したとのことであった。しかしながら、工事に必要な材料経費は所が支払うべきであるにもかかわらず、受注者に負担させていることは適切でない。所は、補修工事に係る材料経費を適切に負担するよう改められたい。		令和3年定例監査及び令和3年工事監査の指摘事項について、令和3年4月1日付通知文により、所内に周知した。また、単価契約を監督するに当たっての注意事項について、令和3年4月1日付通知文により、自然公園担当内及び指摘内容を確認し、指摘内容の改善及び再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】
	1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	

環境局	浄化槽処理水等の水質検査に係る業務について、委託契約を締結している。そこで、本委託契約に係る指示書を見たところ、主管課長の決裁を経ないまま受託者へ指示していることが認められた。本委託契約は単価契約であり、契約時には検査項目の予定数量と単価のみが定められている。そして、各指示によって初めて検査項目の数量が確定し、業務の履行の結果、数量に単価を果して支出金額が決定するものである。よって一つの指示は、1件この契約に相当するものであることから本件に係る指揮命令権を有する主管課長の決裁が必要であるが、所は、これに係る委託契約手続を適切に行われたい。		令和3年定例監査及び令和3年工事監査の指摘事項について、令和3年4月1日付通知文により、所内に周知した。【2-エ】
	1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	

24	福祉保健局	契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの	感染症対策部は、平成31（令和元）年度に、感染防護用遺体収納袋（以下「遺体袋」という。）の保管及び配送等を委託するため、請負単価契約を締結している。この契約では、受託者所有倉庫に部の調達した遺体袋を保管し、部の指示に応じて受託者が随時遺体袋を出庫、配送することとされ、また請負報酬は、保管料及び出庫作業料については作業の対象となつたこん包を単位として、配送料については専用配送車の稼働台数を単位として、請求書により支払うことが定められている。	同種の契約における仕様書記載事項の履行確認について、必要な書類を適切に徴すなど検査時の確認を徹底している。また、令和4年度契約において仕様内容の精査を行い、履行上必ずしも必要ではない要件等については見直しを図った。【2-イ】																														
			この契約について見たところ、次の状況が認められた。	部は、令和4年1月27日に福祉保健局長会を開催し、指摘趣旨や、緊急時であったも十分協議し組織として根拠を持つた取扱いをすること等について周知するとともに、同年3月10日に部内でも今回の指摘事項を踏まえ、適切な契約事務処理及び会計事務処理の徹底について周知を図った。【2-エ】																														
			① 契約の仕様書では、受託者が部から遺体袋を受領した場合には、部の別途定める様式に基づき「物品受領書」を提出することとされているが、受託者は遺体袋の入庫に際して所定の「物品受領書」を提出していないにもかかわらず、部が履行の完了を確認していることは適正でない。																															
			② 仕様書では、遺体袋の配送方法については専用の2トン車10台を用意すること、また配送料の計算方法については専用配送車の稼働台数を単位とすること等が定められていた。しかしながら、部は、受託者の用意した車種、台数が仕様書と相違していることを看過し、また、受託者から配送方法を宅配便として配送料の計算方法をこん包箱単位とする別契約を締結することを口頭で承諾し、配送業務を行わせていることは適正でない。																															
			③ この契約に基づき受託者が提出した委託完了届の内訳書には、保管及び出庫実績の記載があるのみで、配送実績は記載されていないにもかかわらず、部は履行の完了を確認し、配送料を支払ったことは適正でない。																															
④ その後、翌年度になって、受託者から配送に係る契約及び請求手続が満了していたとの申出があったことから、部は、令和2年度予算で契約及び支払を行うこととし、履行期間が過年度（令和2年3月4日から同年5日まで）の新規の契約を締結し、令和2年度予算から支払を行った。しかし、既に履行が完了した事項については事後にまた令和元年度予算から支出すべきであった費用を翌年度予算から支出したことも適正でない。																																		
部は、契約管理及び支払手続を適正に行われない。																																		
<table><tr><td colspan="5">1</td></tr><tr><td>ア</td><td>イ</td><td>ウ</td><td>エ</td><td>オ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				1					ア	イ	ウ	エ	オ						<table><tr><td colspan="5">2</td></tr><tr><td>ア</td><td>イ</td><td>ウ</td><td>エ</td><td>オ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	2					ア	イ	ウ	エ	オ					
1																																		
ア	イ	ウ	エ	オ																														
2																																		
ア	イ	ウ	エ	オ																														

25	福祉保健局	不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの	障害者施策推進部は、東京都立東部療養センターに所在するおむつ交換カート及び重要物品である臨床検査システムについて、東京都物品管理規則に基づいた書式で、いずれも令和3年3月31日付けで物品管理者への返納、不用品への区分換え、不用品としてお出しを行っている。 そこで、おむつ交換カート及び臨床検査システムを廃棄した状況について見たところ、おむつ交換カートは令和3年2月19日、臨床検査システムは同年3月15日に廃棄が完了している。 東京都物品管理規則が定める物品管理の手続では、不用品への区分換え及び不用品としてのお出しを行った後、廃棄すべきところ、物品管理手続に先立って物品を廃棄していることは適正でない。 部は、不用品の廃棄手続を適正に行われない。					障害者施策推進部は、令和3年11月24日付通知文により各施設に指摘内容について周知し、適正に物品管理を行うよう指導した。【2－エ】				
			この契約では、起業、就業、企業経営等のあらゆる面における女性の活躍推進の気運をより一層盛り上げるため、女性経営者等が一堂に会するイベントや、女性経営者が抱える課題を解決するためのセミナーや個別相談を実施している。 部は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、基調講演やトークショー等のイベント及び年17回のセミナーをオンライン方式に変更することとし、契約変更を行っており、契約金額の増減が発生している。 しかしながら、事業者が提出している企画書では、イベント当日の運営体制として、オンライン開催の場合に減るが明確でなく、変更した業務内容に示した契約金額の変更もない。 本来、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、業務内容変更後の委託料を合理的に算出すべきところであるが、業務別明細の作成をしていないために増加分、減少分とも変更金額が適正であるか確認できないことは適正でない。 部は、委託契約の締結に当たっては、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、契約変更時に変更契約金額を合理的に算出されたい。					局は、本指摘を踏まえ、令和4年2月3日付通知文により、委託契約締結時に委託料内訳を作成するなど契約変更に係る留意点を局内へ周知した。また、商工部においては、令和4年2月7日付通知文により、商通知文及び本指摘事項を部内へ周知した。【2－エ】				
			商工部は、女性経営者の活躍推進を支援するため、委託契約を締結している。 この契約では、起業、就業、企業経営等のあらゆる面における女性の活躍推進の気運をより一層盛り上げるため、女性経営者等が一堂に会するイベントや、女性経営者が抱える課題を解決するためのセミナーや個別相談を実施している。 部は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、基調講演やトークショー等のイベント及び年17回のセミナーをオンライン方式に変更することとし、契約変更を行っており、契約金額の増減が発生している。 しかしながら、事業者が提出している企画書では、イベント当日の運営体制として、オンライン開催の場合に減るが明確でなく、変更した業務内容に示した契約金額の変更もない。 本来、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、業務内容変更後の委託料を合理的に算出すべきところであるが、業務別明細の作成をしていないために増加分、減少分とも変更金額が適正であるか確認できないことは適正でない。 部は、委託契約の締結に当たっては、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、契約変更時に変更契約金額を合理的に算出されたい。									
			1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
									㊦			

26	産業労働局	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの										
1					2							
ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ			

26	産業労働局	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの							
1					2				
ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
									㊟

26	産業労働局	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの	商工部は、女性経営者の活躍推進を支援するため、委託契約を締結している。						
			この契約では、起業、就業、企業経営等のあらゆる面における女性の活躍推進の促進をより一層盛り上げたため、女性経営者等が一堂に会するイベントや、女性経営者が抱える課題を解決するためのセミナーや個別相談を実施している。						
			部は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、基調講演やトークショー等のイベント及び年17回のセミナーをオンライン方式に変更することとし、契約変更を行っており、契約金額の増減が発生している。						
			しかしながら、事業者が提出している企画書では、イベント当日の運営体制として、オンライン開催の場合に減員になるはずの人員費が減額されているが明確でなく、変更した業務内容に添じた契約金額の変更となっていない。						
			本来、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、業務内容変更後の委託料を合理的に算出すべきところであるが、業務別明細の作成をしていないために増加分、減少分なども変更金額が適正であるか確認できないことは適正でない。						
					部は、委託契約の締結に当たっては、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、契約変更時に変更契約金額を合理的に算出されたい。				

局は、本指商を踏まえ、令和4年2月3日付通知文により、委託契約締結時に委託料内訳を作成するなど契約変更に係る留意点を局内へ周知した。また、商工部においては、令和4年2月7日付通知文により、局通知文及び本指商事項を部内へ周知した。 【2－エ】				
---	--	--	--	--

27	産業労働局	契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの	商工部は、創業支援の一環として、起業家数の増加を図るため、小中学生については「小中学校向け起業家教育推進事業運営業務委託」、高校生については「高校生起業家養成プログラム運営業務委託」を実施している。 しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の状況を確認した当面の郵政運営について」（令和2年5月5日付休命通達）に基づき、6月11日に事業の休止を決定し、それぞれ契約解除を行っている。 部は、解除日現在において履行済みの業務について、委託料の算定機材がなく、履行済み分の対価が明確となっていないため支払金額が適正であるか確認できない。 部は、契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認された。	局は、本指簡を踏まえ、令和4年2月3日付通知文により、契約解除時の留意点を局内へ周知した。 また、商工部においては、令和4年2月7日付通知文により、局通知文及び本指簡事項を部内へ周知した。 【2-エ】
28	産業労働局	企画提案方式における事業者の審査を適正に行うべきもの	商工部は、女性ベンチャー成長促進事業の運営業務について、企画提案方式により委託契約を締結している。 これについて、事業者から提出された企画書を見たところ、事業者が平成29年度に同事業の運営を受託していた実績が記載されており、審査委員が企画書を審査する際、事業者名を推測できる状態にあった。 「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引」によれば、審査に使う企画書は、公正な審査に影響を与えないよう、必ず社名や社名を推測させる記載は抹消するよう事業主に指示することとされているが、事業者が過去に同事業の運営を受託していた実績が企画書に記載されていたことは適正でない。 部は、企画提案方式における事業者の審査を適正に行われた。	局は、本指簡を踏まえ、令和4年2月3日付通知文により、企画提案方式における留意点を局内へ周知した。 また、商工部においては、令和4年2月7日付通知文により、局通知文及び本指簡事項を部内へ周知した。 【2-エ】

29	産業労働局	保守委託の契約を適正に行うべきもの	雇用就業部では、シェレッターを購入している。 この契約について見たところ、シェレッターの購入に加えて、納品時より5年間、年1回以上定期保守を実施するよう仕様書で定めており、検査合格後に購入代金及び保守料を支払っている。 支払は履行確認後に行う必要があるが、シェレッターができないにもかかわらず、部は、5年分の保守料を支払っており、適正でない。 部は、保守委託の契約を適正に行われない。	局は、令和4年2月3日付通知文により、本指簡を踏まえ適切に経理事務を行うよう局内へ周知した。 雇用就業部は、局の通知を受け、令和4年2月16日に、部内及び各所に於いて、適正な事務処理を行うように周知を行った。 【2-エ】 今後は、保守点検委託契約を締結する場合、契約期間中の保守点検回数等を定め、保守点検実施の都度、完了書を提出させ、履行の確認を行ってから支払うことを徹底する。あわせて、仕様書作成に当たっては、契約担当部署とも十分に協議の上、適切な契約手続を行う。
30	産業労働局	仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの	農林水産部は、森林の経営管理を支援するためのシステムを開発することとしており、システム開発に必要な森林に係る情報の精度向上や伐採搬出経費の算出等について、現地試験を行うため、「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」を締結している。 部は、産出量の把握にICTを活用する実証実験に当たり、実証対象森林を選定せずに一般競争入札に付している。仕様書を見ると、毎木調査等の作業面積が3haから5haまで幅があり、面積が確定していないことなど、発注する業務数量等が仕様書により明確に定められておらず、適正でない。この結果、公平な競争入札となっていない。 部は、仕様書により業務内容を明確に定められた。	農林水産部森林課内課長代理会にて、各担当に監査結果を周知した。再発防止のためには仕様書を明確に定める必要があることから、部内に於いて、課長代理及び部経理担当による仕様や見積内容の複数チェック体制を強化することとした。 【2-エ】 局は、本指簡を踏まえ、令和4年2月3日付通知文により、経理事務等の留意点を局内へ周知した。 また、部においては、令和4年2月8日付通知文により、局通知文及び本指簡事項を部内へ周知した。 【2-エ】

31	産業労働局	仕稼書の内容 客とおり業 務を履行す るよう委託 管理を行う べきもの	農林水産部は、「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」を締結している。産出量の把握にICTを活用する実証実験について見ると、仕稼書では3か所① 実証対象森林は、仕稼書では5か所を指定すべきところ、報告書では5か所を指定している ② 毎月調査は、仕稼書では3か所の森林について実施すべきところ、報告書では1か所についてのみ実施している ③ 当初、部は、日の出試験林1、青梅市成木、奥多摩町有林の3か所を比較検証の対象森林として選定しているが、受託者は部に協議しないまま、部が選定していない日の出試験林2について、地上波レーザー計測を実施している となっており、仕稼書の内容と客とおり業務を履行するよう委託管理を行うべきもの 仕稼書と異なる内容の業務を履行させる場合には、部は受託者と協議の上、仕稼書を変更し、変更内容に即した契約金額によって契約を変更すべきところ、部は、仕稼書を変更せず、実証実験を実施しなかった奥多摩町有林分として、合理的な根拠なく契約金額を10%減額しており適正でない。 また、伐採・搬出量経費の算定について見ると、仕稼書では、作業道路の工事、立木の伐採、経費の記録、原木市場への搬出等を行うこととしているが、部は、これらの業務は履行されていない。部は、仕稼書記載の業務も変更していないまま、仕稼書記載の業務を履行していないことを看過しており、適正でない。 部は、受託者に対し、仕稼書の内容と客とおり業務を履行するよう委託管理を行わねばならない。また、部は、業務内容を変更する必要がある場合には、仕稼書を変更し、変更内容に即した契約金額によって契約を変更されたい。
			農林水産部が森林課内課長代理に、各担当に監査結果を周知した。て、再発防止のためには仕稼書を明確に定める必要があることから、部内にて、課調整担当及び部経理担当による仕稼や経費内容の複数チェック体制を強化することとした。【2ーウ】 局は、本指図を踏まえ、経理事務等の月3日付通知文により、令和4年2月8日付通知文により、局通知文及び本指図事項を部内へ周知した。 【2ーエ】

32	産業労働局	選定基準に 合致する対 象を選定す べきもの	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、支援システム構築目的の一つとして森林経営計画の作成支援をあげている。 これについて、仕稼書では、森林経営計画を作成する森林を選定対象に選定しており、契約後に実証対象森林を選定した。 しかしながら、部が選定した日の出試験林1は森林経営計画を作成する森林ではないため、自ら選定した選定対象の基準に合致せず、適正な選定となっていない。 部は、選定基準に合致する対象を選定されたい。
			農林水産部が森林課内課長代理に、各担当に監査結果を周知した。て、再発防止のためには仕稼書を明確に定める必要があることから、部内にて、課調整担当及び部経理担当による仕稼や経費内容の複数チェック体制を強化することとした。【2ーウ】 局は、本指図を踏まえ、経理事務等の月3日付通知文により、令和4年2月8日付通知文により、局通知文及び本指図事項を部内へ周知した。 【2ーエ】

33	産業労働局	他契約の成 果物を使用 させる必要 がある場合 は適正に契 約変更を行 うべきもの	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、別途委託している「多摩産材情報報告システム現地実証等業務委託」の中で実証した、青梅市梅郷での実証結果を、支援システム実証等業務委託の報告書に記載させている。 これについて、部は、情報報告システム実証等業務委託は支援システム実証等業務委託と同時に並行で入札を実施し、受託者が同一であったことから、青梅市梅郷のデータを使用させている。 本来、委託契約の内容を、その履行完了前に他の委託契約から使用中のときは、契約の受託者から部に中間報告を提出させた上で、他の委託契約の受託者に使用させるべきところである。しかしながら、部は、これを行わないまま、他の委託契約の成果物を受託者に使用させており、適正でない。 また、他の委託契約によって行ったレーザ計測結果をこの委託契約で利用する場合、仕稼書内容及び契約金額を変更する必要があるが、部はこれも行っておらず、適正でない。 部は、他契約の成果物を使用させる場合は、適正に契約変更を行わねばならない。
			農林水産部が森林課内課長代理に、各担当に監査結果を周知した。て、再発防止のためには仕稼書を明確に定める必要があることから、部内にて、課調整担当及び部経理担当による仕稼や経費内容の複数チェック体制を強化することとした。【2ーウ】 局は、本指図を踏まえ、経理事務等の月3日付通知文により、令和4年2月8日付通知文により、局通知文及び本指図事項を部内へ周知した。 【2ーエ】

産業労働局	34	I T予算の 編成・執行 に当たり契 約目途額の 積算と契約 金額の変更 を適正に行 うべきもの	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			① 委託内容にはシステムエンジンでは実施できない毎木調査等が含まれていることにより、契約目途額の積算が適正か確認できないことは適正でない。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			② 部は、契約変更を実施し、契約金額を変更している。その減額対象は、奥多摩町町有林の毎木調査、地上波レーザー計測、それらの比較検証分、ユーザーからの意見の購取について対面調査回数を減らしたために全9回から全3回へと減少させた分であるとしている。しかしながら、当初契約においてシステムエンジンでは実施できない業務がシステムエンジン車価により積算され、また、各項目一式の金額となっているため、変更金額の内容が適正であるか確認できない。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。

産業労働局	35	仕稼書により業務内容を明確に定めるべきもの	農林水産部は、伐採出材情報、市売り情報を公表するためのシステムを開発するとともに、森林資源データを活用した出材予想の情報提供と木材のトレーサビリティに係る現地実証試験を行うため、「令和2年度多摩産材供給増進計画」を、この業務委託に依頼している。部は、この業務委託において、2か所の森林を選定し、地上波レーザー計測により取得した「胸高直径、樹高、枝下高」を毎木調査の結果に替えて利用できるかを比較検証することとしている。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			これについて部は、比較検証の対象森林を仕稼書に指定せず、一般競争入札に付している。仕稼書を見ると、実施場所や面積を明示していないことから、発注する業務数量等が仕稼書により明確に定められていないこととなり、適正でない。この結果、公平な競争入札となっていない。部は、仕稼書により業務内容を明確に定められたい。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。

産業労働局	36	履行可能な仕稼書を作成すべきもの	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			① 仕稼書では、地上波レーザー計測により全立木について「胸高直径、樹高、枝下高」を計測することとなっているが、受託者は、仕稼書により指定された地上波レーザー計測装置では個別の樹木の枝下高を計測できないとして、地上波レーザー計測装置がデータとして出力できる「平均枝下高」を報告書に記載している。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。
			② 仕稼書では、全立木を対象として「1車木、各直径階、対象森林全体」について「胸高直径、樹高、材積」の各項目の比較検証を行うよう求めているが、報告書によると、実際には、毎木調査結果に位置情報がないことから車木の比較はできないとして、車木についてのみ実施している。	農林水産部が契約している「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の車価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジン等の車価により、契約目途額を算定している。